

総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 資源開発・燃料供給小委員会
第12回液化石油ガス流通ワーキンググループ

日時 令和7年6月23日（月）14：00～16：05

場所 経済産業省 別館1階 104会議室

1. 開会

○日置資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室長

総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会資源開発・燃料供給小委員会第12回液化石油ガス流通ワーキンググループを開催いたします。

燃料流通政策室の日置でございます。

皆さまにおかれましてはご多忙のところ、本日ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の会議の様子は、いつもどおりインターネット中継を行わせていただいております。

それでは、内山座長に以後の議事進行をお願いいたします。

2. 議題

（1）市場監視・モニタリングに関する議論

- ・三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）に係る規律の施行状況
- ・不動産関係者に対する調査結果など

○内山座長

皆さま、こんにちは。今日も暑い日でございますけれども、議論も活発に熱いものでやってほしいなというふうに思います。

本日の会議では、議事次第に記載しております議題についてご議論いただきたいというふうに思います。

まず初めに、事務局から連絡事項がございます。

○日置資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室長

ありがとうございます。

本日も引き続き市場監視に関する議論、あと事業者ヒアリングということで予定しておりますということでございます。

お手元の資料2の名簿にございますとおり、本日は中田委員がご欠席ということでございまして、代理として後藤さまが出席いただいております。

また、藤本委員がオンラインにてご参加ということになっております。

また、関係省庁といたしまして、国土交通省、消費者庁、公正取引委員会にご参加いただいております。

あと、若林委員が途中で退出されるというふうに聞いております。

恐縮でございますが、プレスの皆さまの撮影はここまでとさせていただきます。

以上でございます。

○内山座長

ありがとうございます。

それでは、お手元の議事次第に沿って、これから議事に入ってまいりたいと思います。

前半、最初に事務局より資料3および資料4を説明いただき、続いて事業者の皆さまから法令順守の取り組み状況についてご説明をいただきたいと思います。その後、質疑応答の時間を取っております。たっぷり取っているつもりでございますので、ぜひ委員の皆さま方におかれましてもご意見をご用意いただければと思います。

それでは、まず事務局より資料3、資料4について説明をお願いいたします。

○日置資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室長

それでは、資料3をご覧くださいと思います。

本日のお題ということで、市場監視・モニタリングに関する議論、特に三部料金制の徹底に関する規律の施行状況ということで資料をまとめさせていただいております。

おめくりいただきまして、1ページ目、まずは前回の振り返りを少々させていただきながら、三部料金制を中心ということで考えております。

最後に、足元の市場動向、特に改正法令が公布されてから1年を経過し、昨年7月2日の第1弾の施行から1年経過するという節目のタイミングでもございます。この1年、何が変わったのかということも振り返れたらというふうに思っております。

2ページ目でございます。

本日ご議論いただきたい事項としては、繰り返しになりますので省略いたします。

前回のワーキンググループでは、液石法との関係で問題となる行為、そして取り締まり方針ということでご議論いただいたということでございます。この方針についてはワーキンググループでもご了承いただいたということで、その方針も踏まえて、規制当局としては市場監視、取り締まりに取り組んでいくということでございます。

そして、本日後半に、三部料金制の調査結果をご報告いたします。その規律に係る、これも規制当局による指導・監視等の方針、関係者に期待される取り組みも含めてご意見賜ればというふうに思っております。

次のページでございます。

前回ご了承いただきました取り締まり方針ということでございます。大きくは2つに分かれるのかなということで書いてございます。

まずは、判断基準1とございますLPガス事業者の切り替えを実質的に制限することになるかどうか。そして、判断基準2でございます。利益供与の額の大小、多寡ではなく、他の事業分野の事例に照らして正常な商慣習に相当するかどうか、こういった軸で判断をしていこうということでございます。

その次のページ以降は、前回のワーキンググループでさまざまご意見、考え方についてご教示いただきました。その内容について一つ一つストックしていくということで、記載させていただいているというものでございます。

4ページ目の下では、例えば電力会社がオール電化を採用するような住宅開発会社を優遇するような行為というものが問題になった事例があるというご紹介。

そして5ページ目では、電気通信分野での1円携帯、これに関する課題というものがLPガス分野にも当てはまるのではないかなというようにお話でございます。

そして、無償貸与設備を残存簿価で、LPガスを切り替える時に買い取っていいものかどうなのか。これは厳しく対処していくべきというような方向感を前回は示させていただいたということでありながら、なかなか悩ましい問題もあるというようなご指摘もあった次第でございます。

そして、下の部分、残存簿価で設備を買い取るということではなく、いったんオーナーが設備を買い取るのであるのですけれども、それに相当する金額を切り替え先のLPガス事業者が提供する。それはこれまでの行為と同じではないか、そのような議論もあったということでございます。

その他、次のページ、貸し付け配管のモニタリングは今後の宿題となつてございますので、こちらもテイクノートしておきました。

そしてその次のページ、規制当局による監視執行体制についてもさまざまなご意見いただきましたので、こうしたものも踏まえて、精いっぱい頑張っていきたいというふうに思っております。

続きまして、今日の本題、三部料金制でございます。9ページ目をご覧くださいければと思います。

本年の4月2日に、三部料金制の規律が施行されました。これで改正法令、全面施行と相なつてございます。これに先立ちまして、3月25日付でQ&Aということで、この規律の考え方というものも整理させていただいております。

本日は、その施行後、規制当局ということで、国そして自治体が、それぞれ所管の事業者がこの三部料金制の規律にどのように対応しているのかということ調査、確認した結果を簡単ではございますが、まとめさせていただいているところでございます。その内容をご紹介いたしますので、今後の指導・監督方針、あとは規制当局以外の関係者に期待される取り組みの方向性といったものもご意見賜ればと思つてございます。

16ページ目、15ページ目は、Q&Aでございますので省略させていただきます。

さて、12ページ目でございます。

まずは、設備料金の外出し表示の状況ということでございまして、料金請求時に3つ並べて通知をすることができているかどうかというところを確認したということでございます。各規制当局により、それぞれちょっと調査方針は異なりますけれども、基本的には相対的に事業規模が大きい事業者を中心に、約370事業者の取り組み状況を確認したということでございます。中には、業界団体とともにアンケートをして、法令順守の状況を確認したというところもございました。

この調査対象となりました事業者のうち、約2割の事業者におきまして、システム改修が間に合わなかった等の理由で、この外出し表示というものに対応できていない状況が確認されたということでございます。こちら、地方局所管の事業者ということになりますと、比較的はまだ規模も大きいということで、対応できていない割合というものは減るんですが、ここをどのように対応していくのかということで、各規制当局により改善指導というものが今なされているところということでございます。

未対応の理由ということでは、その下にございます。例えばシステム改修が間に合わないというのは今申し上げたとおりでございますが、特に小規模の事業者におきましては、やはり対応コストが高いというところも指摘が上がっておるということのようでございます。

対応できていない状況ということでは、例えば設備料金が備忘欄に記載されているとか、料金表の横に3つ並べて記載がされていないような事例があるということでございます。

当局による改善指導の方向としましては、対応できていない理由が合理的なものかも確認した上で、その理由も踏まえた上で適宜指導しつつ、基本的には、まずはまだ法令の施行当初ということでもございます。今後の改善計画をスケジュールも含めて具体化させるといった形で、法令順守に向けた対応を促すという方向感で取り組んでおるということでございます。

次のページ、13ページ目でございます。

設備料金を「0円」「該当なし」としている場合の理由説明ということでございます。これは改正法令の施行当初から、さまざまな疑義、議論がなされてきていた部分だと思います。

今回確認した形ですと、この設備料金「0円」「該当なし」としている事業者は約7割程度いらっしゃるのかなという結果でございます。これは、事業者によっては0円としている場合と、設備料金を計上している場合、両方含まれる場合もございますので、7割というのは目安という形で受け止めていただけたらと思います。

この0円としている理由として、もともと設備貸与を行っていないというものもございました。他方で、オーナー等は無償貸与を行っている中で、設備料金を「0円」「該当なし」としている事業者も一定程度存在していたということで、その理由、考え方を現在、確認しているということでございます。中には、改善指導を行った事例もあるということで、その詳細はその下の部分に記載してございます。

もともと設備貸与を行っていないという理由のほか、自助努力により、これまでエアコン等の費用を計上していないというもの。あとは、これまでは基本料金に上乗せして設備料を取っていたけれども、改正法令施行後は設備料金を全て放棄して0円としていると。その0円とする、放棄するということの理由は、背景は何かというと、今後のコストダウンということでございまして、従来発生していた設備投資の費用であったり、あとは配送効率化によるコスト削減、こうしたものを原資として設備料を0円にするというお話。あとは、今回この施行までの間に、オーナーさんとこの貸与設備について買い取りをしてもらうという交渉をすると。そういうことをすることで0円とするといったものもございましたし、あとは消費者の方に別途オプション料金として請求をしているため、設備料金としてはゼロなんだというお話でございます。中には、顧客ごとに設備費を設定すると管理が難しいので、設備料を0円としているというような理由も散見されたということでございます。

改善指導事例ということでは、やはり引き続き配管や給湯器の料金を基本料金や従量料金、外出し表示していないという事例があったものについては、これを改善するように指導したというようなケースが報告されております。

そして、14ページ目でございます。

設備料金の計上方法ということで、こちらは設備料金としていくばくか料金を計上しているケースということでございます。水準としては1契約あたり100円から300円程度のものが多いのかなという感触はございますが、中にはこれよりも非常に小さい金額の場合もあれば、大きい金額の場合もあるということでございました。基本料金から切り分けるということで、トータルの料金は変わらないとしている事業者さんが多いのかなということでございます。

この設備料金の算定方法ということでは、例示としてその下にもろもろ記載させていただいております。基本的には、多いのは、設備の原価、設備の費用を耐用年数なり、あとは使用年限で案分して算出するということが多いということのようでございます。他方で、その金額について十分説明できないような事案もあったということで、そこは考え方を整理するようにと指導している例もあるようでございます。

また、設備料金はどのように案分するのかということについては、貸与されている物件ごとに個別に計算するというやり方をされていることも、そういったことも考えられるのですが、対象の消費者の方々が多い場合は特に全体で案分すると。貸与設備費用の総額を貸与設備のある物件の全契約で案分するとか、もしくは貸与設備がなくても、その物件も含めて案分する、そういった計上方法があるようでございます。

今後の方向性ということで、次のページに整理させていただいております。

この三部料金制の規律を規制当局としてどこまでしっかり監視していくのかというところについての考え方もご議論いただければと思っております。基本的には、この規制、費用回収の在り方を適正化するというところに趣旨・目的があるところでございますし、その

際、LPガス事業者が消費者などに対して十分説明責任を果たせるかといった点が重要になると考えております。

また、この三部料金制の計上禁止の規定とかは、いわゆる無償貸与等の商慣行の是正との関係でも、この無償貸与という設備供与がなくなれば、設備費用を計上する必要性もなくなるということでございます。こういった関係性も併せて考慮するという事かなと思っております。

今回の商慣行改革は、いわゆる設備貸与という慣行そのものを是正していくというところにしっかりと取り組み、あとはそれに伴って、もろもろの課題を改善していくということを狙っているものでもございます。そうした方針も踏まえながら、規制当局として指導・監督をしていくと。また、本日いただいたご意見も踏まえて、立ち入り検査マニュアルの見直しであったり、執行体制の整備につなげてまいりたいというふうに考えてございます。

16 ページ目は、前回、安値での売り込み価格とかブローカー問題に関してのご指摘もございました。三部料金制の規律そのものと直接関係するわけではございませんが、今後の未来のLPガス料金の在り方に関するご指摘だったということで、こちらにテイクノートさせていただいている次第でございます。

最後の3ポツ、17 ページ目でございます。

この1年の市場の動向ということでございまして、まずは通報フォームについてでございます。23 年 12 月 1 日に開設させていただいております。日々情報を寄せていただいておりますが、やはりさまざまな情報に触れておりますと、情報提供者に不利益が被らないようにするという情報管理がやはり大事なというふうに思っておりまして、接しておるところでございます。

次のページ、通報フォームに寄せられた情報ということでございますが、これは3つの時期に分けて整理しております。

まずは、改正法令が施行される前の段階でございます。1,200 件超ということで、月平均は 170 件。特に、改正法令の施行の直前は 400 件と、とても多い件数の情報が寄せられたと。駆け込み営業ということの懸念というものが寄せられていたということでございました。

その後、7月施行後から 10 月末まで、11 月のワーキンググループで提示させていただいた数字でございます。ここでは 700 件、月平均だと 180 件という程度でございます。

そして、そこから足元、5 月末までに寄せられた情報の提供の件数は 980 件ということでございまして、平均で見れば 140 件ということでございます。

その下でございます。月平均で見れば若干情報提供件数は減っているとはいえ、大きく減っているわけでもないということだとも思います。引き続きそれなりの情報が提供されているということだと受け止めております。

情報提供者の属性別に見ると、前回とものすごく大きく変わっているということではな

いながら、相対的に消費者からの情報提供割合が増えているのかなと。強引な営業でありましたり、あとはL Pガス料金が高いと、引き上げられたと、そういったお話も多いのかなというふうに肌感覚としては感じております。

そして、誰の行為についての情報提供かということでは、引き続きやはりL Pガス事業者による行為についての情報提供が 85%ということが多いということでございます。不動産関係者による行為も 70 件ということでございますが、割合としては、ブローカーを含めた他の事業者による行為に関する情報提供の割合が若干増えているのかなという形でございます。これも年明け以降、もろもろの強引な営業に関する情報提供が、ちょっと課題が指摘されているということと関連しているのかなというふうに思っております。匿名による情報提供は全体の 4 割と、前回と変わりません。

そして今回、20 ページ目、21 ページ目で、地域ブロック別、そして都道府県別で情報提供、寄せられた情報の件数を整理させていただきました。これは 1 件当たりにも複数の事案が含まれていることもございますので、件数だけで評価するというのは一概に難しいところではございますが、今後の各県のL Pガス協会なり自治体なりの取り組みの目安としてご活用いただけたらなということで、都道府県別で公表させていただいた次第でございます。

21 ページ目を見ますと、やはり地域によっては件数が多いと。これは件数の多いところに問題が多いと必ずしも言えないと思います。同じ方が同じような情報をたくさん提供されているようなケースもございますので、ここはあくまで目安ということでございますが、やはり日本全体で見ると、真ん中あたりの色が濃いのかなという形にも見えます。

23 ページ目でございます。

この過大な営業行為の動きに関して、前回、事業者側からの肌感覚ということでコメントいただいたものを整理させていただいております。オーナーに対する利益供与というものは減ったということではありながら、やはり地下に潜るような行為とかが懸念されると、そういうようなご指摘もございました。

そして、商慣行見直しに向けた取り組み宣言でございます。23 ページ目。

前回 11 月にご報告した際には、宣言者の数が約 1,000 で、今、足元では 2,668 者ということで、10 月末時点から 1,000 者以上増加していると。割合としては、全事業者の 1 割から 2 割程度にまで宣言をしている事業者が増えているということでございます。

こちらはブロック別で見た状況でございますが、さらに県別で見ますと 24 ページということでございます。

事業者数ということ、あとは都道府県別で見た宣言した事業者の割合ということで見ますと、この日本地図のように、特に濃い赤のところは自主宣言というものが実施率が高いというような都道府県でございます。

25 ページ目は、そのバックデータとして細かい数字も出させていただいておりますが、それぞれ地域性もあろうかと思えます。これも一つの目安としてご提示するというところで

ございます。

25 ページ目は、今回の商慣行の見直しの中で、社員の方々にどんな意識変化があったのかということで、おおむねポジティブの変化があったのかなというようなことが、前回、事業者側から見解として示されたということでございます。やはり投資から販売へということで、無料でのサービス提供というものは商売なのかということもやはり疑問に思いながらこれまでビジネスをしていたところ、今は品質とか保安とか、しっかりと物を売っていくということでの営業ができるようになったということで、モチベーションが上がったというようなコメントが多かったのかなと思ってございます。

最後、オーナー向けの調査結果でございます。詳細は資料4の方でございまして、こちらは説明を省略させていただきますが、こちらに主立ったものを簡単にまとめたものを載せております。

2月の中旬に、オーナーを対象としまして、商慣行の是正に関する周知も兼ねて、インターネットモニター調査を実施いたしました。回答は約1,000者ということでございます。

結果概要ということで紹介しますと、まずオーナーの方々のうち、制度改正の内容について知らなかったという割合は半数程度ということでございました。ただ、この中には、設備貸与を受けていないオーナーの方もいらっしゃいますので、この数字だけそのまま受け止めるということではないというふうにも思っております。

続きまして、制度改正の内容について認知していたオーナーのうち、「事業者から説明を受けていた」は6割と最も高かったということでもありますし、あと「不動産管理・仲介会社からの説明を受けた」というのも4割弱あったということでございます。

そしてさらに、過去に無償貸与された設備について条件変更をお願いされたという事業者は、オーナーの方は4割程度いらっしゃったと。そのうち、これをリースに切り替えるとか、あとはその無償で貸与された設備を自身で買い取ったという回答の方がそれぞれ4割程度いらっしゃるということでもございます。

これは、もう商慣行改革に向けたLPガス事業者による取り組みが一定の成果を上げているということになるのではないかなというふうに思っております。

その他、オーナーの方のうち、入居者のLPガス料金の水準を把握している割合は3割程度と。あと、そのうち、LPガス料金は高いと思っている方は約半数、そして約4割は、いや、適正な水準であると考えているというような結果も出ております。

以上をもちまして、事務局からの説明とさせていただきます。恐れ入ります。

(2) LPガス事業者ヒアリング

○内山座長

ありがとうございます。

今日は、プレゼンも最初にやってしまったから、質疑応答に参ります。

続きまして、議事２番目、ＬＰガス事業者ヒアリングに移りたいと思います。

まず、株式会社ＴＯＫＡＩの中野さまから資料５について説明をお願いしたいと思います。

○中野委員

では、別府のほうから。

○内山座長

はい。

○別府オブザーバー

株式会社ＴＯＫＡＩ ファシリティ開発事業部の別府でございます。本日はよろしくお願いいたします。

ＬＰガス商慣行是正に関する取り組み状況についてということで説明をさせていただきます。内容につきましては記載のとおりなのですが、一部割愛をしながら説明をさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、資料のほうなのですが、１ページ目、今回、現状の商慣行是正に関する基本方針ということと、あとそれについての取り組み推進のための体制ということで、それぞれ３つずつ分けてご説明をさせていただきます。

まず、資料の２ページ目になります。

商慣行是正に関する基本方針ということで、弊社のほうで 2024 年 5 月 16 日に、適正な取引に関する取り組み宣言をホームページに掲載し、これからの社会・暮らしに安心・安全・手頃で信頼できる持続可能なエネルギーサービスを提供し、多くの人々がこのエネルギーを選択できる環境づくりと、適切な投資でインフラ拡大することを社内外に発信いたしました。

下記、取り組み内容、宣言内容になりますけれども、こちらの取り組みというところで、「持続可能なエネルギー供給を行い、お客さまに信頼されるサービスを提供します。そして新たな商慣習実現に向け取り組みます」。

宣言といたしましては、「私たちは、お客さまに対し、料金を事前に提示し、安心・安全な信頼されるエネルギー供給を行います」「供給するために、適切な投資を行い、お客さまに料金や投資に伴う費用を分かりやすく提供します」「お客さまが自由に選択できるように、情報提供と供給契約を行います」「私たちは、弊社グループの各種商材やサービスを手頃な価格で提供し、人々の暮らしに社会に笑顔を届けます」。

以上を取り組み宣言としてさせていただいております。

この後、具体的な基本方針等、説明をさせていただきます。

資料３ページをお願いします。

商慣習に是正に関する基本方針といたしまして、全社で社内ガイドラインを策定いたしました。社内ガイドラインにのっとり、改正省令を順守していきます。

1、過大な営業行為の制限。新規取引において、集合物件の所有者に対する物品の提供および金銭的な利益の提供は一切行っておりません。

取引不動産会社、建築会社に対して、こちらにはついて交渉し、現在は物品の提供は一切行っておりません。一部の取引先においては失注し、取引がなくなったケースもありますが、多くの取引先から円滑に理解を得ることができました。

戸建て・業務用物件において、こちらについても基本、販売ということですが、設備を貸与希望された場合については、社内ルールに沿って適切な設備料金を設定しております。

次、4ページ、お願いします。

2024年3月以前に賃貸住宅オーナーと締結した既存契約については、契約期間満了までに省令改正に沿った契約を再締結します。

戸建て住宅における訪問販売については、特定商取引法に関する社内教育を毎月従業員および協力関係会社に対して実施をしております。内容としましては、弊社顧問弁護士による動画等を作成しまして、そちらを定期的に利用しながら教育を行っております。料金の透明性を高めた申込書の改定を実施して、消費者に不利益を発生させないよう、現状、努めております。

次、資料5ページ目になります。

三部料金制の徹底。2025年3月末に、全てのお客さまに対して販売通知事項の改定を周知し、4月利用分より三部料金を導入いたしました。後ほど6ページで、内容についてご説明いたします。

設備料金については、社内ルールに基づき適切な設定をしております。

新規利用者と締結する各種申込書・契約書を改定し、料金の透明性を高めております。

3つ目、LPガス料金等の情報提供。こちらにつきましては、ガス料金の提示を求められた場合は適切かつ迅速に回答しておりますが、現在、不動産管理会社向けにガス料金提示システムの開発を検討している状況になります。

6ページ目が、先ほどお話しさせていただいた周知はがきになります。こちらのはがきを全需要家、お客さまのほうに送付いたしまして、現状、これに対する問い合わせが約500件弱、内容につきましては、ほとんどがこの内容について詳しく聞きたいということの問い合わせが多かったんですけれども、約500件弱、お客さまからの問い合わせ等もいただいているような状況になります。

7ページ目、今までのことに対しての取り組み推進のための体制ということで、今の社内体制等のご説明になります。

(1) 社内研修・理解度確認ということで、説明会や会議を通じて、全ての従業員に対して周知徹底しています。こちらについては、会議の都度、もう回数もかなりの回数、都

度説明ということで、現状、周知を徹底している状況になります。

(2) 管理体制につきましては、こちらは順守の確認ということで、今後、新規の契約案件について、承認・決済を受けなければ契約および着工することができないフローとしております。上位者が社内ガイドラインに適合している案件のみ承認・決済をしております。承認・決済ルールが順守されているか、本社管理部門による定期調査を実施しております。

(3) 番目、取引LPガス事業者に向けた取り組みということで、各地区の販売店会総会・研修会にて情報提供・説明を定期的の実施しております。三部料金制対応のシステム導入の援助も行っております。

以上になります。

○内山座長

どうもありがとうございました。

続きまして、日本瓦斯、吉田さまから、資料6についてご説明お願いしたいと思います。

○吉田委員

日本瓦斯、吉田でございます。今日はプレゼンの機会をいただきましてありがとうございます。

まず、当社の概要で、LPガスの小売りの会社からスタートして、現在は都市ガス、それから電力、総合エネルギー事業ということで、小売りを中心として事業を行っております。LPガスにつきましてはお客さまが100万件で、都市ガス・電気を合わせますと関東圏中心に200万件の契約を持っている小売事業者でございます。

先ほど日置室長からご説明のありました取り組み宣言につきましては、昨年の5月、これは改正省令の施行前ということになりますが、当社の取り組み宣言をホームページで公表しております。LPガス商慣行見直しに向けた宣言ということで、4つの項目、既にこれはワーキングでも示された内容でございますが、1は、過大な営業行為の制限、そして三部料金の取り組み、料金等の情報提供、そして4つ目が組織体制の整備ということで、次項、内容をご説明申し上げます。

まず、過大な営業行為の制限ということで、昨年施行された改正省令にのっとり、無償貸与について新規契約は一切行わないと。また、原則として、管理会社、オーナー等に関する金銭的供与は行わない方針ということで指導をしております。非常に関係する人数も多いので、弊社はこの講習会、あるいは研修ということを頻繁に実施しております。最近では、営業社員のみならず、委託先も含めて、さまざまな講習、研修を実施しております。昨年は、昨年7月の改正省令の施行後から約半年間のうちに、受講者延べ1,000名ということで、ほぼ全ての営業社員がこの改正省令についての研修を受講して、内容を理解しているということになります。

次が三部料金ということで、今年の4月から義務付けられていますが、改正省令の内容に即して、基本料金、従量料金、設備料金という3つの欄を設けて、表示を行っております。

3は、料金等の情報提供ということで、集合住宅については、ご入居の希望者、それからオーナー、不動産会社等から問い合わせを受けた場合、適時・適切に情報提供に努めると。また、コールセンターへの入電も非常に多いので、こちらについてもしっかりと料金等の情報提供を行うようにという指導を行っております。

次に、そういった指導、あるいは教育を行っても、徹底できなければ意味がないということで、社内の体制をこの省令改正対応ということで整備しております。具体的には、社員からの質問を受け付ける事務局を本社におきまして、こういったことは違法なのかどうなのか、問題にならないのかと、それから内部監査部門による監査も実施しているという内容になります。

誤解のないように申し上げますと、資料に記載のあります、切り替え時に費用が生じる案件というのは、例として当然ながら設備の無償貸与等を行っていないということでもありますけれども、例えばガス会社を切り替える場合、よその会社からニチガスに切り替える場合に、事業者同士の間で、例えばメーターとか調整器とか、こういったものを取り換えるのは無駄なので、買い取りましょうと。これは省令の趣旨からいっても、特に問題はないと認識しておりますけれども、こういった時に費用が生じることがあるということを指しております。こういった場合に改正省令上問題になるガス機器のような費用が含まれていないかというのをしっかりと確認をして、適法性を確保しております。

また、集合住宅のオーナーさんや不動産関係者のほうにも、資料に「重要なお知らせ」という紙のサンプルを出しておりますけれども、こういったものをお示しして、新たな契約については、以前行っていたかもしれない無償設備貸与、こういったものは一切できなくなりましたという理解活動に努めております。

引き続きまして、この組織体制の整備の中で重要な営業委託先の管理という内容になります。このワーキングでもブローカー問題というのが相当クローズアップされておりますし、実際に問題を起こしている事業者さんもあるということではありますけれども、このワーキングでも何回もご説明しているとおり、当社はブローカーという言葉は使っておりません。イメージとしてブローカーは幾つもの会社を渡り歩いて、A社とB社の間で、言葉は悪いですが、お客さんを転がしながら利益を上げるような業者を想定されている方が多いかと思っておりますけれども、当社の外部委託先については、同業他社への紹介やあっせんを禁止して、LPガスについて、お客さまの契約交渉については当社の契約のみを行う専属パートナーであるということを課しており、先ほど申し上げたようないわゆる転がしのようなものはないと認識しております。ですので、ブローカー的行為・関与を一切排除という形にしております。

さらに、この営業委託先で働いていただく方については、弁護士による講習、営業活動

を始める前には必須で受講していただき、テストも課して、理解が不十分な場合には再受講としております。過去にどのようなクレームがあったかとか、どういう法令があるか、特商法であるとか液石法であるとか、こういった内容の講習を、昨年度は52回、ほぼ毎週行っておりまして、延べ受講者数が1,119名と。今年度はまだ2カ月強ですけれども、13回で527名ということで、お客さま等からのクレームにつながらないように、また法律に違反することのないように、しっかりとこの指導を行うとともに、モニタリングのほうも体制を構築して、必要に応じて指導を行っている、こういった内容になっております。

また、委託先の契約更新の場合には、新たにまた講習を受講させるということで、最低でも1年に1回は弊社の講習を委託先の方が受講しているという指導体制になっております。

昨年、そして今年の改正省令による効果と当社の方針ということでありますけれども、まず当然のことながら過大な営業行為が制限されました。それから、私がこのワーキングで何回も申し上げてきたとおり、長期間にわたり契約解除を不当に制限するような契約が禁止されたというところで、消費者の皆さんが事業者を自由に選択できる環境が整備されてきたのではないかと考えています。ガス料金やサービスの内容によって競い合って、その料金、サービスのいいところが選ばれるということで、消費者の皆さんからの信頼と品質向上が期待されるという、本来あるべき方向に向かっているということで、評価させていただいております。

それを受けての当社の取り組み方針ですが、当然ながらわれわれの危機感として、LPガス事業者自身が料金適正化・透明化に向けて取り組まないと、オール電化や都市ガスへの転換が進んで、もともとLPガス自体も全体としては残念ながら使用量が減少しているところ、さらに利用者が減少するリスクがあるのではないかと考えております。

同時に、持続可能な社会への貢献ということも事業者の重要な責務であります。当社は、ガス使用量は正直減ってしまうわけですが、ハイブリッド給湯器のような高効率機器をお客さまに勧めております。お客さまが導入するとガス代がぐっと減り、CO₂排出も減るといったことでPRしております。お客さまの導入費用はもちろん従来型よりも高いわけですが、最近は補助金等も実際充実しているので、こうした機器の導入によって、エネルギーコスト削減と環境負荷の低減を実現していきたいと考えております。

先ほど申し上げたとおり、不当に長期間お客さまを縛る契約がなくなっていくことで、まさに料金とサービスの向上によって競い合う業界になっていくため、当社としては、LPガス料金の適正化を推進するとともに、従来から取り組んでいるDXを駆使した物流・オペレーションをさらに進化させて、徹底的なコストダウンを行って、これによって安いエネルギー費用を実現してまいります。当社の場合、ガスとガス機器のみならず、電気やその他の機器も提供しておりますので、総合的にお客さまに対して安いエネルギー価格と、それから環境負荷の低減を提供してまいります。そこで選ばれるということが本来の競争であるということで認識をしております。

今後の課題ということなのですが、設備料金表示について、先ほど日置室長からのご説明の中で、この設備料金、例えば 100 円とか 200 円とか書いて、この説明が難しいというのは、非常にそのとおりだと考えております。0 円と計上した場合には、しっかりとその根拠を説明しなければいけないと、これは当然のことなんですけれども、他方でいくらと書いている場合についても、その金額の算定根拠はどうなんだという消費者の皆さんからの声も想定されるので、しっかりとした検証が必要だと考えています。前もワーキングで話題に出たと思うんですけれども、先ほど出ていた設備料金算定についての一つの案で、もともとの金額を耐用年数で割るということを想定した場合に、例えば 10 万円なら 10 万円で、10 年分で均等に割ると 1 カ月いくらですと、これは出てくるわけですが、実際には機器は、耐用年数を過ぎても取り付けられているケースが多くて、そうすると、耐用年数を過ぎてもらい続けると、今度は過剰にもらっているんじゃないかという懸念があります。また先ほど、一つ一つの物件ごとに算定するのは大変なので、全部まとめてまるっと料金を出して、それで按分しますというのも一つの案かなと思うんですけれども、これもお客さんによって付いている機器が安価な場合もあれば、高額な機器が付いている場合もあって、これも公平性といった意味ではなかなか難しいとか、いずれにしてもしっかりとした検証を行っていく必要があるのではないかと考えております。

機器の無償貸し付けについては、この昨年、本年の改正省令という大きな前進を見ているわけですが、2 年前からこのワーキングの議論の中で取り上げてきた 2 つの柱のうちのもう 1 つの貸付け配管問題についても、昨年の中間取りまとめにおいて、「3 年後をめどとして、制度上の対応の可否を検討する。貸し付け配管自体については行わない方向で取り組んでいくことが望ましい」という方向性が示されておりますので、業界の信頼を高めるために、貸し付け配管問題についても、早期に議論をして、早期に解決していくべきではないかと考えております。

私からのプレゼンは以上になります。

○内山座長

どうもありがとうございました。

続きまして、一般社団法人全国 LP ガス協会の村田さまから資料 7、8 についてご説明をお願いしたいと思います。

○村田オブザーバー

それでは、資料の 7、「取引の適正化・料金の透明化に向けた自主取り組み宣言」の公表状況の一覧表でございます。

理事会社 69 社のうち、公表は 64 社でございます。

全体として言えていることは、先ほど資源エネルギー庁からの資料にもございましたとおり、大体全部で 2,871 所、事業者ベースじゃなくて、事業所ベースで 2,871 所というこ

とで、だいぶ宣言が進んでいるという状況でございます。

資料7の説明は以上でございます。

続きまして、資料8の説明に入りたいと思います。

これは、4月15日に、中野国土交通大臣に、私ども一般社団法人全国LPガス協会の山田会長と、それから本ワーキンググループの委員でもございます高橋委員、神奈川県LPガス協会の会長で当協会の流通委員会の委員長と、専務理事の私の、3人で国土交通大臣に要望したということでございます。

この経緯は、ある事業者の方から、やっぱり不動産関係者に対しての制度改革の浸透がなかなか進んでいない点、要するに、不動産関係者側から、依然として無償貸与の引き続きの要望とかが行われている実態があるということで、やはりそのところについては不動産関係者側への取り組みをもうちょっと強化すべきだという問題意識がありまして、たまたまその事業者の方が公明党のエネルギー対策本部の事務局長である河野義博参議院議員とご懇意だったということもありまして、ご相談している中で、公明党がここのところずっと国土交通大臣を出されているという経緯があることから、そうであるならば、中野大臣に直接要望する段取りをつけましょうということになりまして、国土交通大臣への直接の要望となった次第です。今年の3月ぐらいからチャンスをうかがっておりましたが、国会の都合等がありまして、なかなか大臣のお時間が取れず、4月になったという経緯でございます。

要望書の中身は、ここにございますように、1つは、この資料の「記」の上のほうのところに書いてございますけれども、「われわれLPガス業界としては、この商慣行是正に向けて真摯（しんし）に取り組んでおります中、残念ながら、クーラーの無償の貸与や紹介料等を強要する不動産業者は後を絶たず、われわれがそれを受け入れれば改正省令の罰則規定で事業者としての登録を剥奪される中、不動産事業者には罰則が適用されないという不均衡な状態に陥っております」ということで、要するにそのところについてはバランスのある規制をしていただきたいというような思いで、要望したということでございます。

中野大臣への説明の際には、言葉は悪いですが、分かりやすい事例として、例えば飲酒運転の場合ですけれども、飲酒運転は飲酒運転をしたドライバーが当然罰せられるわけですけれども、飲酒運転をするに至った、例えばお酒を提供した店のほうも罰せられるということで、そのところはバランスが取れている格好になっているのですが、いわばここのところについて、法令違反行為を強要する不動産業者側に対しては規制が全くないということでありまして、そのところにつきましてバランスが取れていないのではと要望をしたということでございます。

中野大臣から、真摯に受け止めて、国交省としてこれからしっかりと取り組んでいくというような答弁をいただきました。その後、公明党のいわば国土交通部会に当たる部会長に当たる国会議員の方が、国土交通委員会で質問をしたということもありまして、一定の

成果が出ているのではないかというふうに判断しているところでございます。

以上でございます。

○内山座長

どうもありがとうございました。

以上でご用意いただいたプレゼンはここまでということになりますので、今日はもう残りの時間、全て質疑応答ということになります。

この会議体のいつものルールで、ご発言される方はネームプレートを立てていただいて、お知らせをいただければと思います。どなたからでも結構です、いかがでございましょうか。

それでは、柴崎先生、お願いいたします。

○柴崎委員

まず、三部料金について、私の意見書は入っていますか。

○内山座長

入っています。

○柴崎委員

では、私の意見書は後でお読みになっていただくこととして、話を進めさせていただきます。三部料金は、何でこの制度をつくったのかというと、集合住宅の入居者に対して著しく高いＬＰガス料金を負担させることをやめさせようという目的で考えられたものです。集合住宅の入居者に著しく高いＬＰガス料金を負担させないために、ＬＰガス料金の中に設備代が入っているから、高くなっているんだということを知らせるためであり、この事実を集合住宅の入居者に知らせれば、入居者が入居を断ることになり、このようなことは起こらなくなるんじゃないかと考えたものです。一方で、今までガス代と言っていたものの中に設備代が入っているということになれば、集合住宅の入居者からおかしくないか、不利益な事実を告げられていないため、消費者契約法に違反するんじゃないかという問題が出てくるおそれがあります。また、大家が本来貸すべき設備をガス屋さんに貸させているということになれば、大家さんは貸すべき物件を明示していないこととなり、宅建業法に違反するんじゃないかという問題も出てくるおそれがあります。

これは以前にも指摘したところですが、今回の規制で制限できるのは、昨年４月２日以降の契約であり、それ以前の契約は全て有効であるとしています。そうすると、三部料金制で入居者のガス料金を下げられるのは、昨年４月２日以降の契約でしかないので、それ以前に締結された既存契約に対しては、三部料金制がどのような意味を持つんだろうかということになります。入居者のＬＰガス料金は下がらないし、契約は有効だとなれば、

消費者契約法や宅建業法上の問題を引き起こすだけで、効果があるのかどうか、そのことをよく考えないといけません。

この委員会の目的は、L P ガス料金の決定権限を持たない入居者に設備料金を負担させないということです。そのためには、大家に利益を与えてはいけないということであって、そのための一手段に三部料金制があるということを考えていただきたい。

切り替えにブローカーやお金を使い、大家を逃がさないために、紹介料などのお金を使っている会社があります。私の意見書にも書きましたが、ある団体にお金を出して、一般に発行されている機関誌に添付されている優待情報を介して切り替えをしようとしている事業者さんがいるとのことで、切り替えた消費者に 5,000 円をあげますよという宣伝をしています。切り替えに 5,000 円もらえる理由は何だろうと考えると、ガスとは無関係な団体を介して過大な利益を提供していることが分かります。隠れみのを使ってお金を提供しているわけです。こういう行為を規制しなくて良いのか、同じ問題です。

そこで、T O K A I さんの件ですが、設備などを貸与しながら適正な料金でガスを供給したいということは、やはり設備を提供するということを想定されているわけですね。その場合、どのような設備をどういう場合に貸与するのかをご説明いただきたい。また、既存契約は、有効とされているけれども、再契約するんだとお話ですが、なぜ再契約するのか、既存の契約に誤りがあったのかをお聞きしたい。戸建て住宅は、オーナーとの契約だから利害衝突はないはずなのに、変えなきゃいけないとすれば、その理由は何かをお聞きしたい。

そして、ニチガスさんですが、ニチガスさんは大家さんに過大な利益を提供しませんとお話しになりましたが、既存の旧契約についてどうするお考えなのかお聞きしたい。旧契約で大家さんに過大な利益を提供していることについてどうお考えなのでしょう。

ニチガスさんは新規の部分についてお話しされていますが、駆け込んだ業者は得をして我慢した業者は損をしている。果たしてこれでいいんだろうかと考える必要があります。

また、これからは、大家さんに設備貸与しないということですがけれども、設備貸与をしないということであれば、紹介料など名目を問わずにお金を提供しないことにすべきであり、そうするのであれば、既存契約での紹介料や設備貸与も解決すべきでしょう。

有効とされている既存契約について、どうされているかをぜひお聞きしたい。

自由競争は料金で競争すれば足りるとすれば、ブローカーなどを利用することは厳しく規制すべきだろうと思います。

○内山座長

すみません、ありがとうございます。でも、せっかくなので、お三方にちょっと回答いただければと思います。

○中野委員

ありがとうございました。

柴崎委員からのご指摘は、弊社の資料の4ページのポツ1番目だと思います。既存契約をどうやって考えているかということで、すみません、ここの表現の仕方がちょっと悪かったと思うんですけども、弊社の場合は、当然、今の既存契約のオーナーさまとの契約は、契約期間まではしっかり履行しますよということで、その後に省令改正に沿った契約を再締結ということで、これまた再締結というところがちょっと表現が悪かったと思うんですけども、省令改正にのっとったものなので、それまで例えば貸与があったりとか、例えばよく出てくるフリーメンテをやりますよという契約があったものを、契約満了とともに、全てできませんというお断りをする契約ということでご理解をいただいて、既存契約の物件についても、一切の契約満了、それを弊社の役務が、履行が終われば、もう一切の省令改正に反するような無償貸与、フリーメンテの対応、金銭の支払い、そういったものは一切行いませんという了解をいただいた旨の契約をするということで、ご理解いただければと思います。ちょっと資料が分かりづらくて、すみませんでした。

○吉田委員

日本瓦斯の吉田でございます。

ご質問ありがとうございます。おっしゃったとおり、このワーキングでも、この既存のもの、新規と既存と散々議論があったと思いますけれども、新規については先ほどご説明したとおりですが、既存について、このワーキングでも議論が散々あったと思いますが、当然、既存についても、そういったものは解消していくことが望ましいと。当社も、今、中野取締役からもお話がありましたとおり、契約期間が来れば、それはもう新たな契約というのは、そういったものは一切ない契約で当然ながら契約を締結すると。

ただ、極論を言うと、省令改正で既存のものを含めていったん全部チャラで精算するかといったら、これは考えとしてはあり得て、当社も今回の省令改正をきっかけに、ほぼ全ての大家さんともお話をし、そういった中で精算に応じていただけたような大家さんについては、そういったところでいったん精算をするという事例も出てきておりますが、やはり大家さんについては、やっぱり約束は約束なので、契約期間、ちゃんとやってもらわないと困ると、こういう大家さんも多いのも事実でございます、これを一律に法律で既存も駄目だということであれば、当然それに即して対応いたしますけれども、これについては既存のものの自体を無効ということにはなっていないという認識でございますので、望ましくないということはしっかりと認識しつつも、大家さんとの関係で、続けているところは事実、存在すると。ただ、基本的に長期間の契約縛りというのはもうなくなっていくというところはスタンスとして変わっておりませんので、真摯にこの省令改正の趣旨にのっとり対応していきたいと考えております。

○内山座長

先生、お願い……、はい。

○柴崎委員

ニチガスさんは、他社から自社に切り替える時には、設備代などは払っていませんということですが、反対に、ニチガスさんからほかの業者さんに切り替わる時に、ニチガスさんはその事業者さんから設備代を支払わせているのかどうか。あるいは、紹介料の返還を求めているのかをお聞きしたい。

○吉田委員

趣旨から言いますと、当然、大家さんとの関係というのは、これは契約上、有効だということになりますけれども、LPガス事業者さんに対してでいうと、それはそこをお支払い、あるいは請求する、払ってもらうということ自体が、これは省令の改正の趣旨に照らすと違法だということで考えておりますので、当社から請求していることはないかと考えております。

○内山座長

どうもありがとうございます。

せっくなので、私からも質問させていただきたいんですが、まだまだ、既存契約が残っている。それはある意味で仕方がないと思うんですけども、それが契約更新されていくには、あと何年かかるんでしょうねという意味で、要は更新のマジョリティーが何年なのかというところで、少し目安を教えていただければと思うんですが。

○中野委員

全てのオーナーさんの契約のスタート、契約満了を調べました。私の管轄している東京本社管轄で大体2万6,000、大家さんとの、それは全てが無償の機器とかじゃないんですけども、全ての契約になります。それがピークを迎えるのが、弊社の場合は大体10年か15年の供給契約になりますので、恐らくスタートしてから一番のピークが2016年、17年ぐらいの契約が15年後ということになりますので、やはり2030年から、恐らくこれからその数年がピークを迎えて、最終的には昨年の2024年の施行前までは、そういった新規の契約もやっていたとすれば、最長ではこれから15年後が全ての全部が完了しますが、ピークとしては2030年ぐらいですかね、前後でほぼ大型のオーナー様との契約更新が完了するということで捉えております。

○吉田委員

当社につきましても、省令施行前に契約締結、いわゆる既存契約というもののについては、やはり縛りというものが、縛りというか契約の期間が10年から13年というものが大宗で

して、ボリュームゾーンで言いますと、2010 年代後半から 2020 年ぐらいというところなので、おっしゃったTOKAI さんと同じようなトレンドになってくるのではないかと考えております。

○内山座長

本当にまだまだ長い道のりになるとは思いますが、さかのぼらないようにしていただきたいなという思いもありまして、なるべく今のこの法律の趣旨に沿って世の中が変わっていくことを望んでおります。

ごめんなさい、座長が途中でしゃべってしまいました。

ほかの方で……

○吉田委員

すみません。

○内山座長

はい。

○吉田委員

1 点だけ付け加えますと、先ほど申し上げましたとおり、全ての案件、ですから満了まで待っているというわけではなくて、やはり大家さんとのお話の中で、了承いただいた案件については精算等を行っているということになります。

○内山座長

ありがとうございます。

ほかの委員の方でご発言されたい方があれば、よろしくお願いします。特にございせんか。今日は静かですね。

じゃあ、郷野委員、お願いします。

○郷野委員

全国消団連の郷野です。

今日は事業者ヒアリングということで、TOKAI さん、ニチガスさんにご報告いただきまして、ありがとうございます。省令改正後の取り組みが進んでいるということは、よく資料等々も拝見させていただきまして分かりました。課題もあるところかとは思いますが、引き続きLPガスが消費者に信頼されるエネルギーとなるように、業界の先頭に立って好事例などを共有しながら進めていただけたらと思いました。ぜひよろしくお願いいたします。

早速というか、事務局説明のところについても意見を申し上げても大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

まず、12 ページのところでしょうか。ページ数が間違っていたら、すみません。設備料金の外出し表示の状況についてというところで、三部料金制度の表示について対応できていない事業者に対しては、事務局提案の対応方法に異論はありません。業界全体としても法令順守に向けた取り組みを徹底していただきたいと思います。

それから、設備料金の名称についてですけれども、消費者としては統一されていたほうが分かりやすいと感じます。設備料金に何が含まれるかによっても名称は変わるかと思いますが、資料に上げられている設備使用料ですとか設備利用料というのは、新たにリース契約を結ぶことが想定されると思いますので、設備料金の名称としては適切ではないのかなというふうに思いました。

ちょっと難しいというお話も聞こえてくるのですが、設備料金の内訳についても、請求時の通知の中に記載があると消費者には分かりやすく、より料金の透明性が担保されるのではないかと思います。

それから、14 ページになるでしょうか。設備料金の計上方法等について、減価償却をするまでの設備費用を消費者に請求するのであれば、償却が終わった後の所有権というのは誰になるのかということが疑問に思いました。どのように設備料金を計上するのかについては、LP事業者の判断事項とされているということですが、消費者に対しての説明責任を果たしていくためには、算出方法の整理が必要なのではないかというふうに思います。少なくとも事業者がきちんと説明できることが必要ではないかと思います。どのような算出方法が適正となるのか、業界団体も含め検討を進めていただいて、消費者への説明責任を果たしてほしいと思っています。

それから、27 ページ。不動産向けの調査結果についてご報告いただきまして、ありがとうございました。LPガス事業者に係る制度改定の認知度について、認知していたオーナーのうち、「LPガス事業者からの説明を受けた」が6割強と最も高いという結果は、LPガス事業者の皆さんの尽力を評価したいと思っています。

不動産事業者への周知徹底については、5月13日の参議院国土交通委員会にて、LPガスの商慣習の件について、国土交通省の不動産・建設経済局長より、「国交省側は、通報フォームを利用して、経産省と連携しながら、実態把握強化ならびに不動産事業者に強く働きかける」と述べられております。

先ほどご報告もありましたけれども、全国LPガス協会からも、会長名で4月15日にLPガスの適切な流通に向けた要望書を中野国土交通大臣に手渡し、その中でLPガスの商慣行是正に向けた取り組みに対して、不動産業界などとの一歩踏み込んだ対応を求められておりました。その際、国交大臣からは「経産省と連携し、適切に対応していく」と述べられたとお聞きしております。監督省庁である国土交通省の役割はとても重要であると考えておりますので、引き続き積極的な周知徹底に努めていただきたいと思います。

それから、自主取り組み宣言についてですけれども、2025 年の 5 月末の時点で 2,668 社ということで、前回の 10%から 18%に増加したということですが、まだまだ少ない印象を持っております。地域によっても進捗の差はあるようではありますが、今後どこまで増やしていくのかなどの目標値は立てないのかということが質問です。

それから、消費者庁に対してですが、長野県の消費生活センターのホームページに、全国の消費生活センターでは賃貸集合住宅の居住者から、L P ガスを使用した賃貸集合住宅に住んでいるが、ガス料金が高すぎるという相談が寄せられています。このため、「令和 6 年 7 月 2 日に、省令改正により、L P ガス事業者や不動産関係者は、賃貸集合住宅への入居希望者に対し、次のような対応をすることが規定されました」と、消費者に向けて省令改正の周知啓発をされておりました。引き続き、全国の消費生活センターなどとも連携を取っていただいて、周知啓発に努めていただきたいなと思っております。

それから、公正取引委員会への要望ですが、下請法が改正されて、新しくなった中小受託取引適正法が 2026 年 1 月 1 日に施行されます。L P ガス業界だけではなく、さまざまな業界でこれまでの商慣行が見直されているところです。公正取引委員会におかれましても、引き続き資源エネルギー庁をはじめ関係省庁と連携して、監視を強めていただきたいと思っております。

最後に、液石法の過大な営業行為の制限の施行がスタートしてから約 1 年たちました。通報フォームに集まっている現場・実態報告と行政の対応、事業者の対応の変化について可視化して、関係者が商慣行是正の実効性確保に確信を持てるように、ワーキングの公開モニタリングの役割を果たしていただきたいと思っております。

以上です。

○内山座長

どうもありがとうございました。

札が立ち上がっていますので、まず先に、オンラインの藤本委員から挙手マークが上っているそうですので、ご発言をお願いしてもよろしいでしょうか。

○藤本委員

藤本です。聞こえますでしょうか。

○内山座長

はい、大丈夫です。お願いいたします。

○藤本委員

ありがとうございます。すみません、今日は参加がかなわず、オンラインで失礼いたします。

三部料金制についてコメントさせていただければと思っております。

まず、既契約か新規契約かというところの話なんですけれども、省令に忠実にいきますと、改正省令の附則の中でこのあたりははっきり書いてあるというところだと思っております。まして、施行規則 16 条の 15 号の 8 と 9 という、計上の禁止については施行日前に締結されている契約には適用しないというふうにはっきり書きつつ、ただ更新には努めてくださいねという努力義務が書いてあって、他方で 15 号の 7 の三部料金制の表示、これは適用ないという附則は特段ないというところではございますので、既契約にも適用があるというところで、このあたりの適用関係というのは明確なのかなと思っております。

そういった省令の規定というのを所与としますと、先ほどニチガスさまと T O K A I さまがお話しされていた既契約と新規契約というところに関して言うと、やはり計上禁止と三部料金制は分けるべきかなと思っていまして、三部料金制の表示に関しては、もう過去の契約も含めて適用があるというところなので、やっていただくということだと思っております。他方で、計上禁止のルールの方に関しては、更新に向けて努力していただくということかと思っております。2 社とも資料を拝見したところ、三部料金制の表示に関してはもうやられているというふうに理解をしているんですけれども、ここの理解が違うようであれば、ご指摘いただければと思っております。

その上で、事務局資料、三部料金制の表示をやるにしても、実際に施行していく中で、ちょっと悩ましい事例があるというところが 12 ページ以降にご記載いただいているところかなというふうに思っているんですけれども、このあたりに関しては、15 ページの図のところが非常に分かりやすいなと思った次第でして、やっぱり趣旨に立ち返って考えると。三部料金制はなぜ設けられたのかというと、料金の透明性を高めつつ、費用回収の在り方を適正化するというところなんですけれども、要するに無償貸与みたいなことをやって、別で無料で享受できるように見えるサービスを提供しつつ、実はガス料金で取っていますというような不公正な料金形態というのをやめましょうと、そういう、まさに「ガス料金からの外出し表示」をしましょうというところがポイントなんだと思っております。

そういう意味では、計上禁止はさておいて、三部料金制にしないといけないと。既存契約におけるエアコンであるとか機器であるとか、あるいは新規契約のオーナー物件における設備機器であるとか、そのあたりの無償貸与を現にやっているのであれば、そこはガス料金の中に入っていないよねというところまでちゃんと説明する必要があることだと思っております。そうだとすると、13 ページの「0 円」「該当なし」というところに関しては、現に無償貸与をしているにもかかわらず「0 円」「該当なし」というのはどういうことなのかと。ガス料金を下げているのであれば、また分かるところはあるんですけれども、ちゃんと外出ししているという意味ですね。これまで無償貸与を現にやっていて、それがまだ続いているにもかかわらず、ガス料金そのまま「0 円」というのは、やっぱり説明は必要なのかなと思っております。特に、自助努力みたいな記載もあるんですけれども、それだけではちょっと説得的な説明にはならないのかなと思っております。このあたり

は、合理的な説明は業者さんのほうで考えていただく必要があるというふうに思っております。

そのあたりは具体的にどういうやり方がよいかというところで、14 ページですけれども、当然ながら 100 円から 300 円の金額が所与というわけではなくて、貸与する設備ごとの話だと思っております。方やガスコンロだけ貸与している業者があれば、もう片方はエアコンだったり何だったりというのをガンガン貸与している業者があつて、それも全部同じ料金でというのはもう明らかにおかしいんだと思いますので、それは実際に無償貸与している機器が何なのかというところを踏まえて考える必要があるかなとは思っております。

ただ、貸与設備のある物件の全契約で案分するか、個々の契約ごとに計算していくというのは、これは確かにちょっと悩ましいなと思っております。大本のガス料金自体も個々のお客さんに完全にかかる実費ベースで料金をはじいているというよりは、ある程度、総額で原価計算した上で料金を出しているということかなと思いますので、個々のお客さんに完全に一対一でひも付かないと不適正ということではないとは思います。

しかしながら、先ほども申し上げたとおり、いろんな機器を貸与しているお客さんとガスコンロだけしか貸していませんというようなお客さんとで金額が同じというのは、やはりそこは説明が難しいかなと思っておりますので、このあたりはちょっと個別具体的に見ていく必要があるかなというように思っております。

長くなりましたが以上です。

○内山座長

どうもありがとうございます。

若林先生にお尻があるということなので、先にお願いたします。

○若林委員

皆さま、ご説明どうもありがとうございました。

まず、幾つかコメントがございます。

三部料金制について、幾つか名称があつたと思います。もし可能であれば、これはやはりそろえたほうが消費者にとっては分かりやすいのかなと思っております。比べてみた時に、設備費とか設備関連費とか、これは違うんだろうかというか、本当にそのまま比較可能なんだろうかということが、制度が分かって見ていないとちょっと悩ましいところかなと思いますので、もし可能であれば統一できればなと思っております。

それから、先ほどの既存契約、10 年、15 年というのは、長いなという、先が長いなと思いました。結局、現在の状況が 10 年、15 年続くということは、その間の他の事業者との競争はもうゆがんだ状態になってしまっているということにもなりますので、可能な限り早期に是正をしていただくようにご努力いただければいいかなと思っております。

それから、ブローカー等の第三者が行う利益供与については、これも大きな問題である

というふうに理解しております。場合によっては、ブローカーあるいは第三者が働いているガス事業者にも監督責任等を課すなど考えてもいいかなと思っております。

それから、先ほどの最初のご説明で、通報フォームに消費者からの通報が増えているというようなお話がありました。すごくいいことだと思うんですけども、消費者への通報フォームの広報というのはどのようにされているのかというのを質問させていただければと思います。

以上です。

○内山座長

ありがとうございます。最後の点だけ、今、お答えいただいたほうがいいかなと。

○日置資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室長

消費者の方々への通報フォームということでは、今、ホームページ上で公表して、このような説明会で説明させていただいているというところですね、多分。恐らくそういうことになります。

○内山座長

ありがとうございます。途中でいろいろ質問が出ていたんですけども、後でまとめてお伺いしますので、自主宣言の問題であるとか、国交省さんに対するご質問とかがありましたので、それはまた後でまとめてお伺いしたいと思います。

その後で立っているのは、高橋委員ですね。

○高橋委員

トーエルさんのほうが先ですけども。

○内山座長

一応、委員が優先になっています。

○高橋委員

2社の方からプレゼンいただきまして、非常によかったと思います。前回、部外者という言い方をしているのか、メンバーじゃない方からプレゼンいただきまして、大変いいお話をもらったんですが、今日、せっかく委員として出ているわけですから、しかも大手の、業界を代表する2社の方なので、その方々からご意見いただいたというのは、非常に私も勉強になったと同時に、いいお話でしたので期待をするところでございます。お二方の会社がリーディングカンパニーになっていただければ、あのおりにやっていただければですよ、いい方向になると思っております。

ただ、現実の問題をいろいろ言いますと、ブローカーの名称に関して、吉田委員は非常に疑問を持っていると。ある意味、そのとおりだと思っております。ただ、これは結局、下請けさんというか、委託会社だからだと思うんですね。いくら教育しても、もう前から何回も教育したじゃないですか、10年も前からね。でも、やっぱりこのありさまで、今年度になってから警察沙汰になるようなこともあるわけなので。私は、それなら自分の会社の社員としてですよ、私は社員さんがやる分には、社員さんが営業行為する分には、そんなにひどいことはないと思うんです。ですので、その辺は宿題かと思います。

先ほど出た分布を見ても、色の濃いところというのはどういうところかというところ、今までは神奈川が一番多かったんですけども、こういうところはやっぱりブローカーがはびこっているんです、現実として。ですから、ちょっとその辺が今後の宿題かと思っております。いずれにしても期待をしておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それと、特商法と、あと液石法の問題で、一般の業界の人は、法令違反というと、特商法だか液石法だか分からないんです。特商法だと簡単に、簡単じゃないんですけども、ああいった、今度は警察が入りますから、すぐお縄ということになるんですが、液石の場合は過剰投資とか三部制違反とか、その辺の違反行為に関しては、なかなか黒、ビシッとすることはできないと思うんです、流通問題だけにね。ただ、この1年を見ますと、非常にそういった面では市況がひどいような状態にはなっていないという感想は、私だけじゃないと思います。

と同時に、これはぜひ発表したいんですが、ある会社さんから、今までは全てただ、ただ。ただでくれるのは、やっぱり商売じゃないですからね。でも、そういうことをちゃんと提案して、買ってもらうようになったということに関しては、商売というものに対して非常にプライドを持てたようになったと。正々堂々とした商売ができるようになったということで、内部のほうではそういった評価もいただいております、今日、発表させていただくわけなんです。

三部制は4月からスタートしたばかりで、ある消費者団体の方からも、言えば分かりますが、神奈川はしょっちゅうやられていますから、そろそろ言われたんですが、その三部制うんぬんをいきなり業者のほうに言っても、やっぱりやってはいるというものの、まだ完全に歩き出した状態ですので、もうちょっと待ってから調査をお願いしたいということで。でも、私は、いい結果が出るんじゃないかと思っているんです。

もう一つは、行政の指導なんです。この1年、走りだしたところということで、なかなか指導が徹底できていない印象があります。あるんですが、はっきり言って、ブラックのところはないんです。問題はグレーですね、グレーの部分。先ほどもTOKAIさん、ニチガスさんからもお話ししたように、確かにしっかりとすることはやっていらっしゃると思うんですが、現場でもやっぱりグレーがあるんですよ。グレーがある。そういうところを業者は県の行政にいろいろ言っているんですが、やっぱりグレーがあるが故に、手出しができないという言い方をすると失礼かもしれませんが、徹底した指導ができないというこ

となんです。

先々月、特商法で、どこだか分かると思いますが、地域の会長さんのお話を聞きますと、たまたま先月、5月の総会月ということで、定時総会があった時に、その業者に対して除名をしようと、そういう動きがあったそうです。ところが、やっぱりこれはグレーですから、完全に例えば反社の組織だとか、そういうところなら除名ということもできるでしょうけれども、神奈川の場合も以前、グレーな会社がいまして、入会を拒んでいましたら、やっぱり公取さんからご指導を受けたということもありますので、私も命が惜しかったんですよ。命が惜しいんですけれども、やっぱりブラックというか、反社じゃなきゃ駄目なんです。グレーのところは駄目なんです。だから、それだけ難しいところがあるので。

ただ、その問題を起こした協会のほうとしては、今後こういった形で、除名なんか、これは恐らくできないと思います。できないですけれども、そういったことを、協会を挙げて指導というか、みんなで考えていくんだと、こういう姿勢もいただいております。

また、うちの協会も、県の行政がやっぱりやり切れないところがあるというのも事実だと思いますが、そうしましたら協会がそういう業者を呼んで、来るかどうか分かりませんが、業者を呼んで、襟を正してくれよと。違反じゃないかもしれないけれども、そんなのは調べりゃ、もう本当に証拠さえそろえば捕まっちゃうよというようなことを言えば、襟を正してもらえる。その場合に、お願いできますれば、行政の方も同席するだけで結構ですから、そういうお願いをしてほしいということ。これは神奈川からの行政からだったんですが、そういった指導も、エネ庁、消費者庁からのほうも、指導はしていると思います。していると思うんですが、メールでバンバン送ったりファクスで送ったりして、そういった指導の仕方ですと、やっぱりちょっと理解し得ない部分があると思いますので、懇切丁寧とまでは言いませんが、少なくともそういった問題が起こったことに関しては乗り込んでくるとか、厳しい指導をお願いしたいと思っております。意見というよりも感想になってしまって申し訳ありませんが、よろしくをお願いしたいと思います。

○内山座長

どうもありがとうございます。

委員の方であれば、山王丸さんからご発言いただいて、オブザーバーのお2人に回したいと思います。

○山王丸委員

ありがとうございます。すみません、丁寧なご説明、どうもありがとうございました。

前回は参加ができなくて申し訳ございませんでした。

消費者側から言うと、三部料金制というのはとても、基本料金、従量料金、設備料金ということで、その説明を消費者がどのくらい理解をしているか。皆さま方がたくさんご説明を尽くされても、残念ながら高齢者の方はどのくらい理解されているかというのが甚だ

実感として、私ども消費生活センターで勤務している相談員からすると、説明を聞いても理解しておられない方、結構いらっしゃいます。だから、相談になっています。携帯電話の契約なんかのご相談では、ほとんどの方が理解せずに契約していらっしゃると。すごく明確に今回法律が変わりましたから、分かりやすく丁寧にご説明いただいて、さっき皆さま方がおっしゃったとおり、この設備料金、名称は一つに統一していただきたい。

それから消費者に、先ほど郷野さんがおっしゃられたように、啓発という部分では残念ながら、消費者庁さんの悪口を言うわけではないんだけど、もうホームページでしか、チラシでしか啓発しておりませんので、センターにいらっしゃった方、全体の大体5%の方しかいらっしゃいません、全人口の。その方々にのみチラシを配ったり、啓発したり、「こんなふうに制度が変わって、法律が変わりましたよ」「料金も今年の4月から変わりましたよ」「去年、法律が変わりました」と言っても、お渡ししても、「あっ、そうなの」ということで、どれだけ理解してくださっているか分かりません。ということで、非常にこれは事業者さんに対しては大変申し上げにくいんですが、説明をされたとしても、相手方の方が本当に理解をして、納得をして、それからのご契約をお願いしたいと切に思います。

あと、LPガス事業者さん、協会の方々は、自分たちで自主宣言をされていて、非常にご立派に活動されているので、いつも敬服させていただきます。本当にありがとうございます。

それからもう一つ、国土交通省さんにぜひぜひお願いしたいこと。前回もお願いしましたけれども、範ちゅうではないということをはっきり言われましたので、また再び言わせていただきます。

賃貸住宅に入る時、入る前ですよ。その時に必ずLPガス事業者さん、お名前、住所、電話番号、それから料金の体系、それについて入居予定者さんに、重要事項説明の時、必ずご説明してください。だって、料金の内容も分からないのに、消費者側は、入居者は、事業者を選ぶことは一切できませんから。大家さんが選んだ事業者さんと契約をするわけですから、契約内容について明確に分からない限り、何をどう契約したのか全く分かっていない。

私ども消費生活センターでご相談受ける際に、LPガス料金が高いというご相談が非常に多く寄せられています。ただ、残念ながら、「料金の仕組みをちゃんと聞いているの？」と聞いたら、「聞いていない」。「なぜお聞きにならないの？」今、聞いたら、LPガス事業者さんは答えなきゃいけない。法律が変わりましたよ」と言っても、「あっ、そうなんだ。でも、LPガス事業者さんがどこの誰か分からないし、連絡先も分からない」という人さえいらっしゃった。それはもう都内とか千葉とか関東圏に若い方々が住んでおられるので、消費者側も説明を聞いていないという部分も確かにあります。でも、事業者さんとして、不動産業者さんとして、切にお願いをしたいのは、説明責任をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○内山座長

どうもありがとうございます。

これで、あとオブザーバーのお三方が手を挙げていらっしゃるんですが、別に順不同で結構なんですけれども、どうしましょうね。手を挙げた順番にいきましょうか。

では、後藤さんからお願いしてもよろしいでしょうか。

○折霜オブザーバー

本日は、会長の中田が出張のため不在なのと、オブザーバーの後藤の喉の調子が大変悪いため、急きょ、私、折霜が発表させていただきます。よろしくお願いいたします。

弊社からは、三部料金制について3点と、レジュメの中で気になったこと2点を発表させていただきますが、事前に配られたレジュメに従って発表いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

三部料金制についての1つ目、一部の事業者は、貸与残高があるにもかかわらず、設備料金は0円でを行うと発表する事業者がありました。この場合、貸与の残存放棄と見なしてよろしいでしょうか。設備料金を請求していないにもかかわらず、当該物件を切り替えた際に残存請求された場合に対応が不明です。貸与契約と三部料金制の整合性について見解をお願いしたいと思います。

2つ目、レジュメの20ページ、調査結果からになります。

オーナー向けアンケートの結果、制度改正認知度は、関東 46.8%、全国 47.8%とあり、半数以上のオーナーが制度改正について知らないと回答しています。このことにより、いまだ過大な要求をしてくるオーナー、管理会社がいることと無関係ではないと考えます。なので、国交省を含め、さらなる周知活動の強化をお願いしたいと思います。

3つ目、改正省令後の取り組みとしまして、「現在ご契約中のガス会社との間に残債がある場合も、買い取り精算対応ができる場合がございます」、さらに「入居者さまが納得できる適正価格でガスを提供いたします」と書かれた案内チラシを使い、切り替え活動する新入居者の業者も現れました。厳格な指導をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次にレジュメの中から、35ページの問題提起、判断基準、取り締まり方針について。

最近では設備貸与の高額な残存請求に加えまして、高額なガス工事精算代、1メートル5万円～10万円を請求する業者があることを同業者から聞いております。どこまでが高額で、どこまでが適正なのか。高額の定義付けは急ぎ必要です。現状は、成否の判断ができるまで、やった者勝ち、正直者がばかを見る状況をご理解いただきたいと思います。

判断基準2、3ポツ、「今回の制度改正の目的は、不透明な高額なガス料金の是正にあり」と書かれています。そもそも賃貸集合住宅の入居者は、何をもってガス料金の高い、

安いを判断するのか。本来、かつて経産省が定めた公表料金で示されるべきであるが、賃貸集合住宅向けの料金を公表していない業者が多くございます。結果として入居者は、後に値上げするような安値売り込み価格で判断するしかない。これでは当消費者がＬＰガス料金について正しい判断ができないのではないのでしょうか。

36 ページ、支払い猶予、利益供与の相殺、紹介料の支払い、セット販売の名を借りた過大な利益供与についてです。

上記全て、費用は名前を変えた過大な利益供与、もしくはガス料金で賄われることによって、消費者利益に反すると思われるので、不適切と考えます。

以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○内山座長

ありがとうございます。後でまたご質問にはお答えいただきたいと思います。

縄田さんと橘川先生ですが。

じゃあ、橘川先生からお願いします。

○橘川オブザーバー

もともと今回の問題の原点は、集合賃貸住宅のところで消費者被害が発生しているということだったと思います。その部分に関して言うと、先ほど冒頭、高橋さんが言われたことなんでしょうけれども、今日のＴＯＫＡＩとニチガスの発表は、集合賃貸住宅に関しては、今日言ったことをきちんと内山委員長と和久田部長と日置室長の前で誓ったことなので、言うこととやることを一致させてほしいと、これを申したいと思います。

特に、ＴＯＫＡＩが言われているガス料金の提示システム、これは有効性を持つ可能性があります。

それから、吉田さんは踏み込んでブローカーのことまで言われたところは、すごく意味があったと思います。ただし、今度の新しい営業行為の禁止事項の２番目、「他の業界で」ということをいいますと、委託先は都市ガスでも電力でもあるわけですけども、ＬＰガスでいうようなブローカーというのは他の業界にないわけで、委託先とブローカーは一緒にできない問題があるというふうに思っています。現実問題として、いろいろブローカーをガバナンスしていると言うけれども、そのガバナンスが効かないのがブローカーなんじゃないかと思いますので、ここはやっぱり別で議論しなければいけないと思います。

柴崎先生が言われた三部料金制の既存契約の設備料金の外出しは意味がないというのは、私は全く違う意見です。今日の議論でも出てきたんですけども、たとえＴＯＫＡＩやニチガスが３０年、３１年まで既存契約を維持するというのなら、それは外出しで明らかになるわけだから、そこを目がけて他のＬＰガス事業者は攻めればいいわけですね。カナエルさんが言われたように、めちゃくちゃ低い設備料金を出しているのならば、残債は引き受けなくていいという根拠になるから、それを見て攻めればいいわけです。

そして、何よりも重要なことは、そういうLPガス会社自体が攻め合うという構造よりも、そういうことを続けているオーナーなり不動産管理会社が見える化するということでありまして、そこをはっきりと市場で罰則が与えられるような仕組みをつくると。ここで液石法と特商法の話ばかり出てくるんじゃないくて、やっぱり宅建業法の話が出てくるようにならないと、今われわれがやっていることは完成しないと思います。そういう意味で、村田さんが働きかけられた国交省への働きかけというのは、非常に意味があるというふうに思います。

一方で、戸建てについてなんですが、これは全く問題が解決していないと思います。先ほど柴崎先生とTOKAIとの間の議論がちょっとかみ合っていなかったのは、TOKAIが新しい契約に移るといった時に、そういうことはしないほうがいいんじゃないかと言われたのは、柴崎さんにすれば、多分、戸建てのことを言われていたと思いますので、貸し付け配管自体に意味があるというふうに考えられている柴崎さん、意味がないと考えられているニチガスさん。今まではそれを部分的に認めたんだけど、さっきの発言のままいくと、若干ニチガス側に寝返ってしまうんじゃないかのように聞こえたTOKAIさんの発言は、そういう三すくみの構造だったと思いますので、ここは非常に意見の違いがあるということだと思います。

このブローカー問題および今の戸建ての意見の違いを前向きに解決する上で重要なのは、保安問題の導入だと思います。確かに、ブローカーの規制というのは営業の自由の侵害になりますけれども、ことLPに関しますと、これはLPガスの保安の責任を曖昧にするという非常に大きな問題がある。

それから、戸建ての貸し付け配管のほうでいくと、建物の所有者と配管の所有者を一致させるというのができない理由は、やっぱりLPガスの保安は難しいという、この液石法の規定にあるわけですから、経産省の内部でもエネ庁だけにとどまらず、ガスの保安室との連携というものが今後必要になってくるのではないかと、こういうふうに思います。

全体として見ますと、今やっぱり消費者から見ると、もちろん取引適正化も大事なんですけれども、物価の問題が一番深刻なんです。ここで考えていただきたいんですけども、今、非常に大変な危機が迫っていて、先ほど長野県で通報フォームが非常に多かったと。面白いんですけども、これは多分LPというよりも、ガソリンが一番高いということがあって、消費者の意識が高まって、カルテル問題もあって、それが反映したんだと思います。よって、やっぱり消費者の方の通報フォームの使い方重要だと思います。

それから、自主適合宣言で見ると、大プロの山田さんのところが飛び抜けて進んでいるわけで、これはやっぱりリーダーシップの違いによって自主適合宣言は違うということもあるので、そのところ、全L協、ぜひ高い方向にそろえるように頑張っていただきたいと思います。

通報フォームは全体として効果を上げていると思うんですが、1つ計算の仕方をお願いしたいのは、次回でいいんですけども、去年の7月の時にも駆け込みが問題になったの

で、この4月のも駆け込みがあったんじゃないかと思いますので、去年の11月から今年の5月までを一気通貫で計算するんじゃなくて、今年の3月までで切っていただいて、3月までと4月以降で通報フォームの在り方が変わったのかどうか。これが効果を測る上で重要だと思うので、それをお願いしたいと思います。

最後に申し上げたいのは、L P ガス事業者にとって非常に重要な時代が来ていると。今度の第7次エネ基の53ページで、天然ガスはカーボンニュートラル実現後も使用が可能だということが打ち出された。受けて、都市ガスのガス協会は、最大限 50%までカーボンニュートラル後も天然ガスを使い続けるというようなロードマップを発表したわけですが、そこで言われている天然ガスが使える理由の大半は、L P ガスにはもっと当てはまる内容も含まれていますので、L P ガスもカーボンニュートラル後、使っていけるような、そういうような展望が開けたガスだと思います。

しかも、直近で言いますと、イランとイスラエルの問題で、最悪のシナリオですが、ホルムズ海峡、アメリカが爆撃したので閉鎖される可能性があると思いますが、ここで直接大きく効くのはホルムズ依存度の差で、石油は高いんだけど、L P ガスは高くなっていないと、この違いであります。よって、灯油は跳ね上がる可能性があるんだけど、L P ガスのほうはそれほど効かない。まさにそういうところ、今、燃料転換の攻勢をかける絶好のチャンスでもありますので、そういう高い志を持ってこの問題にL P ガス業界の人は取り組んでいただきたい、こういうふうに思います。

○内山座長

ありがとうございます。

それでは、村田さん、お願いいたします。

○村田オブザーバー

それでは、先ほどのワーキンググループのメンバーである日本瓦斯と、それからT O K A I さんから、きちっとやっていただけるというふうなプレゼンがございまして、大変心強く思った次第でございます。

他方、先ほど高橋委員からお話がありましてとおり、現場の実態はだいぶ違うという話も聞こえてくる状況でございます。

過大な営業行為につきましては、昨年の7月の施行以来、だいぶ落ち着いてきている声もある一方、合法的な取引を装いつつも、実態はそうでないというような話も聞こえてきます。例えば、契約切り替え時に、切り替え時の精算代金を新事業者が肩代わりをしているとか、あるいは新規契約移行に際して、設備の無償貸与が本来ならなくなるにもかかわらず継続をしているという例とか、また、そうした新規契約の締結に際して守秘義務契約を締結するということで、外に漏らさないようにするというような行為も起きていると聞いています。そういった形で、水面下に潜ってしまっているケースがあるのではないかと

思っています。

法令に基づく規制が明示的に発動されないというような見込みに立って、そういうことが行われていると思われまして、まさに規制当局の足元を見ているということではないかと思います。従いまして、こういった事例に対して、当局としてどう対応していくのかということを経後よく検討していくべきかなと思っております。

それから、先ほど紹介料という話が出ていましたけれども、紹介料につきましても、やはりちょこちょこ聞こえてきています。これも法令違反としての明確な線引きがないということを経手に取って、そういうことを行っていると思われまふ。規制がなければ、どんなエスカレートしていくリスクがありますので、この辺についてどう考えるのかということだと思ひます。

法令の規定にありまふ「正常な商慣習を越えないように」というように、抽象的にいくら言ひましても、業者間競争がある以上、法令違反ラインを試そうとする動きがあるのも事実であります。そこをどうするのかと、例えば、車の運転の速度違反でありますと、明確にパシャッとやって、幾ら以上超過しているというのが出るんですが、そういうこともなかなかできないというやうな実態があるのて、そういう中でどうするのかということが問題になってくると思ひます。

それから、規制の実効性の問題というのは、これから非常に大きく重要になってくると思ひます。前回のワーキンググループでも、いろいろと意見、提案を申し上げたので、それに対して、先ほど「そういった指摘も受けて、頑張っていくまふ」というやうなご説明あったんですが、どう頑張っていくのかということについて、具体的な提案を本日お聞きしたかったんですが、それがなかったのて、次回以降、今日の色々な議論を踏まえて、どう規制の実効性を担保していくのかということについて、体制も含めて、検討いただけたらと思ひます。

われわれ、聞こえてくるよて所によりますと、どこの県とは申しませんが、県協会から問題事例について、県のほうに相当、立ち入り検査をするよて所とか報告聴取をするよて所とか、具体的に動いてほしいという話をしながらも、結局腰を上げてもらえず、担当課長が異動してしまって、また元に戻ってしまっただうやうな話も聞いていますし、それから立ち入りはしたけれども、全く指摘事項なしで、何だったんだみたいな話のやうな話も聞こえてきています。そのように、規制当局によりますも、だいぶ濃淡の差があると思ひますので、そのよて所についてはしっかりと本省の方でグリップいただければと思ひます。

また、最近聞いた話では、特に本省というか地方局、局管轄事業者が県のよて所に入ってきて、そこに対していろいろと問題事例を起こしているというケースがあつて、それに対して県庁のほうは手出しができないということでありまして、そういった問題はどうか対応するのて所。本省と地方局と、それから県の間の連携プレーということが必要になってくると思ひますので、その辺についても、いろいろと対応を検討していただければと思ひ

ております。

それから、先ほど不動産関係者のアンケート調査につきましてご報告ありました。先ほどトーエルさんのほうからも話がありましたとおり、半分ぐらいのところは関心がないというような話がありましたけれども、そもそもこのアンケート調査、前回、2週間ぐらい前、われわれの流通委員会のほうでご説明いただいた時には、このアンケート調査の回答率というのは大体2割だったというふうに聞いていますので、ということは8割の方は回答していないということなので、そういうことを考えますと、不動産関係者の非常に意識が低いというか、関心度合いが低いということなので、頑張っていますというような形に見える部分もあるんですが、実態はそうではないのではないかということなのでありますので、もうちょっとしっかりとした取り組みが必要かと思っています。

先ほど橘川先生からおっしゃられたように、不動産関係者は液石法の規制のスコープ外でありますので、その限界が出てきたのではないかと思いますので、そういうことを踏まえた今後の検討が必要かと思っております。

以上でございます。

○内山座長

どうもありがとうございます。

これで一応、一通りお話を伺ったと思います。

それで、せっかくですので、毎回ですけれども、関係省庁からもお言葉を賜りたいと思うんですが、今日は国交省に対するご要望や意見が多かったんですけれども、そこでまず国交省さんからお話を伺いたいんですけれども、この国は奈良時代の昔から土地持ち、不動産持ちが権力を持つ国なので、国交省さんもなかなかやりづらい面はあると思うんですけれども、例えば大臣にも要望が出された、あるいは国会答弁もありましたということもありました。そうした中で、現場には何か降りてきているんでしょうかというの、個人的には関心としてあります。そういう意味も含めて、今日一通りお話を伺った上で、ご意見いただければと思います。

○国土交通省

国土交通省松本と申します。

まず初めに、LPガス協会様より、うちの国土交通大臣にいただいた商慣行是正に向けたご要望につきましては、しっかりと受け止めさせていただいております。

国土交通省においては、LPガスの商慣行是正に向けて、LPガス事業者が法令を順守するためにも、取引先となる不動産関係者等に対して、制度改正の内容をしっかりとご説明して、ご理解いただくことや、LP事業者に対して利益供与の要請を行っていないかなど、国における実態の把握が重要だというふうに考えております。

今回の制度改正に当たりまして、令和6年5月に不動産関係業者に対して文書を発出し

まして、違反行為に該当する利益供与に応じないこと、求めないこと、それから消費者である入居予定者にＬＰガス料金等の情報を適切に提供すること等について周知徹底を図るとともに、制度改革が施行される前から、説明会などあらゆる機会を通じて商慣行是正に向けた協力を要請しております。

また、経済産業省が設置したＬＰガス商慣行通報フォームに寄せられた情報を共有いただきまして、寄せられた情報を基に、経済産業省と連携して、その対象者に対する個別のヒアリング、それから制度改革の趣旨の説明などを行っております。

引き続き、通報フォームに寄せられた情報を基に、経済産業省と連携して、個々の事業者に対するヒアリングを実施するとともに、制度改革の趣旨を踏まえた対応が徹底されるよう、不動産関係者等に対して強く働きかけてまいります。

以上でございます。

○内山座長

どうもありがとうございました。

続きまして……

○国土交通省

すみません。補足で、追加で。国土交通省でございます。

○内山座長

はい、お願いいたします。

○国土交通省

賃貸集合住宅におけるＬＰガス料金の事前の情報提供についてお話がありましたので、それにお答えしたいと思います。

まず、国土交通省では、消費者が入居前にＬＰガス料金の多寡を知った上で入居を可能とする、消費者の利益保護を図る観点から、消費者がＬＰガス料金に関する情報を適切に入手できるように、情報提供があった場合には、当該物件の媒介を行う宅地建物取引業者や、管理を行う不動産管理会社に対して、当該資料について情報提供を行うよう、引き続き丁寧な対応をお願いしているところでございます。

また、ＬＰガス料金等の情報があらかじめＬＰガス事業者から提供されていない場合においては、賃貸借契約を締結する入居前の消費者に対しまして、ＬＰガス事業者に直接要請を行うことにより、ＬＰガス料金等の情報の提示を受けることができる旨を必要に応じて情報いただくように協力をお願いしているところでございます。

なお、直近では、今年の３月の引っ越しシーズン前に、業界団体に対しまして、今申し上げた趣旨を改めて依頼するとともに、消費者向けのポスターも周知を依頼しているところ

ろでございます。

以上でございます。

○内山座長

どうもありがとうございました。

続きまして、公正取引委員会さま、一言お願いできればと思います。

○公正取引委員会

公正取引委員会でございます。

先ほど郷野委員からご紹介ありました下請法の改正というものもございますけれども、これまでどおり、引き続き他省庁と連携して、適切に対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○内山座長

ありがとうございます。

続きまして、消費者庁さま、お願いいたします。

○消費者庁

消費者庁でございます。

貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

特に、ご指摘のありました制度に関します告知についてですが、先ほど、国土交通省さんからもお話がありましたが、いろいろな発出はしているのだけれども、それがどういうふうに一人一人の消費者の方たちに、いわゆるプッシュ型のような形で情報が届くかというところが一番重要なのかなというふうにお話を伺っていて感じました。

特に、国民生活センターの相談内容で、直近で6月の上旬ぐらいまでのデータになりますが、金額が非常に高く感じる、それは先ほどご意見のあった、どこからが高いかとか、そういう厳密な話ではなくて、相談内容を見ていると、「ガス代だけで月5万、8万請求されている」と、そういう金額ですから、さすがにおかしいと思って、そこで初めて気付いて問い合わせたとか、そういった相談がものすごく多くなっています。

金額の正しい、間違っているということではなくて、料金の仕組みとか、あるいはきちんと事前に確認すべき内容であるとか、まずは、そうしたことをどのように伝達することができるかということを私たちとしても考えていきたいと思います。貴重なご意見をありがとうございました。

○内山座長

どうもありがとうございます。

何だかんだで結構な時間になっておりますので、いったんまず事務局から一通りの回答等をいただきたいと思います。

○日置資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室長

本日は、さまざまご意見ありがとうございました。特に、ご指摘いただいた点、ご回答できればと思います。

残存簿価での買い取り、設備料金を0円としているのに、事業者を切り替えるとなると、その買い取りが求められるというケースにどう対応していくのかということでございますが、もうそこはそうした情報も踏まえて、しっかりとそのLPガス事業者の考え方を聞いて、厳しく対処をしていきたいというふうに思っております。

今回、自治体それぞれ三部料金制に関して、LPガス事業者がどのような説明をしているのかという実態をわれわれは把握し、このままでいいのかという問題意識も持つに至っております。すぐさま処分とか、そういう話でなく、どのような説明をすれば消費者の方々にしっかりと理解いただけるのか、そうした研究・検討をする材料を手に入れたということでもございます。

前回のワーキンググループのご指摘、そして今日のご指摘、村田専務からも執行体制の整備に関してさまざまご指摘も頂戴しておりますが、このあたりはまとめて整理をした上で、今回のその三部料金の調査結果とともに、自治体とともに振り返る機会というものを持ちたいというふうに思います。そうした中で、われわれとして、資料にも書かせていただいておりますけれども、立ち入り検査の方針でありましたり、どのように事業者と対峙（たいじ）していくのか、指導・監督していくのか、それとも伴走型で法令順守に向けてやっていくのか。今日、既存の契約の更新はどれくらい期間がかかるのかということもご教示いただいた次第でございます。新しい制度の方向に向かって、設備料金というものがいわゆるそのLPガス料金からなくなっていく世界というものを目指して、どのように進めていけばいいのかということを引き続きこの場でもわれわれの調査なり検討結果をご提示しながら、ご意見いただきつつ、一步一步前に進めていけたらというふうに思っておりますので、ご協力いただければと思います。

あと、料金水準のお話についてのご指摘ございました。標準料金、これは一体どういうものなのかというのはございますが、経産省のほうにも料金が高いというご指摘のご意見は多数寄せられております。その際に参考までご提示しているのが、エネ庁で行っている市場調査の結果を見て、まずは事業者にも話をしてみてくださいといったことを提示させていただいております。目安として市場調査というものを提示しているということで、ご回答とさせていただけたらというふうに思います。

まだまだ課題はあろうかと思いますが、議論を進める中で、一步一步進めていけたらと思っております。

以上です。

○内山座長

ありがとうございます。

今日、2時間会議やりまして、こういう印象が残りました。相変わらずブローカーというべきなのか、委託事業者というべきなのか、そこも論点になっていましたけれども、その問題がまだまだくすぶっているなという印象が残りました。もちろん、人間がやることですから、1ミリもミスをしないということはあり得ない話ではあるので、善意なミスに対しては寛容であるべきだと思うんですけども、悪意のミスに対しては、やっぱりそうではないと思います。

一方で、もう一つあったのは、だんだん不動産業者に対する問題といいますか意識といいますか、そこが強くなってきているなという印象を持ちました。別にこれは国交省さんが仕事をしていないということではなくて、何かそこに構造的な問題というのが秘めていないだろうかということも、ちょっと疑問としては残った次第ではございます。

最後に、部長から一言ごあいさつをいただきたいと思います。

○和久田資源エネルギー庁資源・燃料部長

本日もさまざまご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

今日は、事務局のほうから最近の制度の状況をご説明申し上げましたし、事業者のほうからも取り組みについてご説明をいただきました。制度面も、事業者の取り組みも、一定程度進んでいるということは理解できたと思いますけれども、また一方で現場ではさまざまな問題が起きているということも改めて実感をいたしました。

この手の問題、このLPの問題に限らずですけども、私どもとしては、形だけつくって終わりということでは全くよくないという、まさに現場の状況が改善することのためにやっているものですから、従って、ぜひ引き続き現場の状況は私どもにもフィードバックいただきまして、規制側も、今日もご議論あったと思いますけれども、実効ある形になるように改善をしていきたいと思ひますし、事業者のほうも、会社でのもちろん取り組みをしていただいているのは大変いいことだと思うんですけども、それが現場の改善につながるような形で取り組んでいきたいと思ひますので、引き続きよろしくお願いします。ありがとうございます。

○内山座長

どうもありがとうございました。

最後にどうしても一言言いたい方、ございますか？

○高橋委員

ちょっといいですか、じゃあ。

○内山座長

はい、じゃあ手短にお願いします。

○高橋委員

すみません、手短に終わります。

日置さん、すみません。よく石油情報センターのモニター価格というのが標準的な価格というふうになんか雰囲気がありますけれども、僕は、でもあの実態は、例えば東京なり神奈川で何社がやっているかといったら、少なくとも1割や2割、2割ぐらいは欲しいんですけども、具体的な数は言いませんけれども、本当に少ないんですよ。だから、それが平均と言われちゃうといかなものかと思うのでね。

そういう書き方はしていませんよね、あくまでそれは。でも、やはり制度を上げるためには、これは業界のほうでも協力しなきゃいけないと思うんですよ。恐らく断る業者が多いんじゃないかと思っているんです。だから、少ないサンプリングしかないと思いますけれども。あたかもそれが何かもう平均値というか、そんな形で、高い、安いとだけ言われるのはちょっと正確じゃないような気がするので、お願いとしては、やはりお上がやるアンケートでしたら、強制力を持って、少なくとも2割や3割の業者に協力をしてもらって、正確というか、実態に近い金額、モニター価格をお願いしたいと思います。これだけはぜひ宿題としてお願いしたいと思います。

○内山座長

ありがとうございます。

事務局から最後に何か事務連絡ございましたらお願いします。

○日置資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室長

すみません。料金の件は、私もあれ自体が絶対だとは思ってございますが、目安としてということでございます。

本日はどうもありがとうございました。次回の日時は、決まり次第、また事務局からご連絡したいと思います。

そして、すみません、一言だけ、先ほど追加し損ねたんですが、不動産の調査についてでございます。本日までご紹介したのはオーナー向けの調査ということで、インターネットのモニター調査ですね。これは1,000ぐらい集まっているということでございます。

もう1件調査をやっているんですが、これが不動産管理会社なり仲介業者向けの調査結果で、今日のご説明しなかったんですが、こちらについては確かに回答数ということでは2割程度ということをお願いしたら、結果としてそうなったということでございました。調査の

時期なりの、年度末ということだったので、なかなか協力を得られなかったのかもしれないというふうにも思うところもありますが、1回これはわれわれトライしていますので、今後どのようにして調査をするといいのか、それとも周知をするとどう効果的なのかということを考えるきっかけの情報は得られたというふうに思っていますので、こちらも引き続き次につなげていきたいと思っています。すみません、最後に説明となってしまっ
て申し訳ございません。

事務局からは以上でございます。

3. 閉会

○内山座長

ありがとうございました。

5分ぐらい超過してしまいましたけれども、最後に非常に活発な議論になりましたので感謝申し上げたいと思います。

以上をもちまして、本日の液化石油ガス流通ワーキンググループを終了したいと思います。どうもありがとうございました。